

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略） <u>令和7年2月7日 一部改正</u> <u>令和7年3月6日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p><b>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）</b> <b>第10条</b> 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表4に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、<u>別表2に掲げる事情発生通知書（輸出等）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p><b>（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）</b> <b>第10条</b> 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表4に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、<u>別紙様式第4による貿易一般保険事情発生通知書</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p><b>（損失等発生の通知）</b> <b>第11条</b> 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、<u>別表2に掲げる損失発生通知書（輸出等・船積前）又は損失等発生通知書（輸出等・船積後）</u>（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p>	<p><b>（損失等発生の通知）</b> <b>第11条</b> 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、<u>別紙様式第5-1による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第5-2による貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書</u>（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、</p>	

	45日以内とする。	
<p><b>（入金等の通知）</b>  <b>第12条</b> 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額がある場合又は対象契約の相手方に貨物を引き渡した場合は、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日又は当該貨物を引き渡した日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、<u>別表2に掲げる入金等通知書（輸出等・船積前）又は入金通知書（輸出等・船積後）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p><b>（入金等の通知）</b>  <b>第12条</b> 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額がある場合又は対象契約の相手方に貨物を引き渡した場合は、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日又は当該貨物を引き渡した日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、<u>別紙様式第6-1による貿易一般保険（船積前）入金等通知書又は別紙様式第6-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p><b>（保険金受取人の指定等の通知）</b>  <b>第13条</b> 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。                  2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第4による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）又は設備財包括保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p><b>（保険金受取人の指定等の通知）</b>  <b>第13条</b> 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。                  2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第7による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）又は設備財包括保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p><b>（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）</b>  <b>第14条</b> 保険金請求人は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別表2に掲げる保険金請求期間の猶予期間設定申請書（輸出等）</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。                  2 （略）</p>	<p><b>（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）</b>  <b>第14条</b> 保険金請求人は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別紙様式第8による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。                  2 （略）</p>	

<p><b>（保険金の支払の請求）</b>  <b>第15条</b> 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。          一 約款第3条第1号のてん補危険の場合  <u>別表2に掲げる保険金請求書（輸出等・船積前）</u>に、別表5に定める書類を添付したもの          二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合  <u>別表2に掲げる保険金請求書（輸出等・船積後）</u>に、別表6に定める書類を添付したもの          2～3 （略）</p>	<p><b>（保険金の支払の請求）</b>  <b>第15条</b> 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。          一 約款第3条第1号のてん補危険の場合  <u>別紙様式第9-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書</u>に、別表5に定める書類を添付したもの          二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合  <u>別紙様式第9-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書</u>に、別表6に定める書類を添付したもの          2～3 （略）</p>	
<p><b>（決済期限前の請求）</b>  <b>第16条</b> 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別表2に掲げる損失発生確認申請書（輸出等）</u>に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p><b>（決済期限前の請求）</b>  <b>第16条</b> 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別紙様式第11による貿易一般保険損失発生確認申請書</u>に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p><b>（保険金の概算払の請求）</b>  <b>第17条</b> 約款第31条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、<u>別表2に掲げる保険金概算払請求書（輸出等）</u>（以下「概算払請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。          一～八 （略）</p>	<p><b>（保険金の概算払の請求）</b>  <b>第17条</b> 約款第31条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、<u>別紙様式第12による貿易一般保険保険金概算払請求書</u>（以下「概算払請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。          一～八 （略）</p>	
<p><b>（保険金の精算）</b>  <b>第18条</b> 約款第31条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、<u>別表2に掲げる保険金精算書（輸出等）</u>（以下「精算書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。          一～六 （略）          2 （略）</p>	<p><b>（保険金の精算）</b>  <b>第18条</b> 約款第31条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、<u>別紙様式第13による貿易一般保険保険金精算書</u>（以下「精算書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。          一～六 （略）          2 （略）</p>	
<p><b>（回収協力義務の履行状況の報告）</b></p>	<p><b>（回収協力義務の履行状況の報告）</b></p>	

<p><b>第19条</b> 被保険者は、第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別表2に掲げる回収協力義務履行状況報告書（新制度）</u>（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p><b>第19条</b> 被保険者は、第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別紙様式第14による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書</u>（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（回収金の納付）</p> <p><b>第20条</b> 被保険者は、第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、<u>別表2に掲げる回収金通知書（新制度）</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（回収金の納付）</p> <p><b>第20条</b> 被保険者は、第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、<u>別紙様式第15による貿易一般保険回収金通知書</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p><b>第21条</b> 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、<u>別表2に掲げる回収費用負担申請書（新制度）</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p><b>第21条</b> 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、<u>別紙様式第16による貿易一般保険回収費用負担申請書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（権利行使等の委任等）</p> <p><b>第23条</b> 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別表2に掲げる権利行使等委任状（新制度）</u>又は<u>権利行使等委任状（保険金請求前・新制度）</u>に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、</p>	<p>（権利行使等の委任等）</p> <p><b>第23条</b> 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、<u>別紙様式第17-1による貿易一般保険権利行使等委任状</u>又は<u>別紙様式17-2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）</u>に当該権</p>

<p>本店に提出するものとする。</p>	<p>利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>																
<p><b>（指示書）</b>  <b>第24条</b> 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。          一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき <u>別表2に掲げる権利行使等委任状（新制度）</u>を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。          二～三 （略）</p>	<p><b>（指示書）</b>  <b>第24条</b> 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。          一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき <u>別紙様式第17-1による貿易一般保険権利行使等委任状</u>を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。          二～三 （略）</p>																
<p><b>（回収納付金の返還請求）</b>  <b>第25条</b> 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別表2に掲げる回収納付金返還請求書（新制度）</u>に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p><b>（回収納付金の返還請求）</b>  <b>第25条</b> 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別紙様式第18による貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>																
<p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u>  <u>附 則</u>  <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u></p>																	
<p><b>別表2</b>          別紙様式第1から第3 <u>- 2</u>の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第4 <u>及び保険事故・回収等に係る提出書類</u>の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="107 1300 987 1458"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>保険申込等に係る提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行	1	<p><b>別表2</b>          別紙様式第1から第3の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第4 <u>～第18</u>の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1014 1265 1895 1458"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>貿易一般保険包括保険（設備財）申込データ</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行	1	1 - 2	貿易一般保険包括保険（設備財）申込データ	1	
様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数															
1 - 1	貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行	1															
様式番号	提出書類	提出部数															
1 - 1	貿易一般保険包括保険（設備財）申込書 新規、変更、訂正内変、修正、一般案件への移行	1															
1 - 2	貿易一般保険包括保険（設備財）申込データ	1															

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

1 - 2	貿易一般保険包括保険（設備財）申込データシート	1	シート		
1 - 3	貿易一般保険包括保険（設備財）告知書	1	1 - 3	貿易一般保険包括保険（設備財）告知書	1
2 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	2 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
2 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	2 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
3 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	3 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
3 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	3 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
<u>4</u>	<u>貿易一般保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>4</u>	<u>貿易一般保険事情発生通知書</u>	<u>1</u>
			<u>5 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）損失発生通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>5 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>6 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）入金等通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>6 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）入金通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>7</u>	<u>貿易一般保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>8</u>	<u>貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>9 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）保険金請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>9 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）保険金請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>10</u>	<u>保険金請求経緯書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>11</u>	<u>貿易一般保険損失発生確認申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>12</u>	<u>貿易一般保険保険金概算払請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>13</u>	<u>貿易一般保険保険金精算書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>14</u>	<u>貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>15</u>	<u>貿易一般保険回収金通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>16</u>	<u>貿易一般保険回収費用負担申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>17 - 1</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>17 - 2</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>18</u>	<u>貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1 (1)</u>
				<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>	
				注（略）	
別表5（第15条第1項第1号関係）			別表5（第15条第1項第1号関係）		
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類			約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類		備考	提出書類		備考

1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	
		<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>	
<u>2.</u> 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 (3) 保険金請求までに入金がない場合、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）	<u>3.</u> 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 (3) 保険金請求までに入金がない場合、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）	
<u>3.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジット	<u>4.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジット	

	<p>の証明書の写し、外貨割当申請書の写し等)                  (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類                  (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類                  (5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該対象契約を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類                  (6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類                  (7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類                  (8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>		<p>の証明書の写し、外貨割当申請書の写し等)                  (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類                  (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類                  (5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該対象契約を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類                  (6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類                  (7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類                  (8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>	
<p><u>4.</u> 対象契約の成立及び内容を確認できる書類</p>	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）                  (2) 個別契約の他に別途基本契約等が</p>	<p><u>5.</u> 対象契約の成立及び内容を確認できる書類</p>	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）                  (2) 個別契約の他に別途基本契約等が</p>	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

	ある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し		ある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ② 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ② 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類
		7. 保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更契約台帳が発行された場合は、当該契約台帳の原本
6. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
7. 質権又は譲渡担保の設定の内容を証する書類	質権又は譲渡担保が設定されており、日本貿易保険が求める場合		
注 (略)		注 (略)	
別表6（第15条第1項第2号関係）		別表6（第15条第1項第2号関係）	
約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類	
提出書類	備考	提出書類	備考

1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成
		<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>
<u>2.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	<u>3.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
<u>3.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類	<u>4.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

	(6) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）		(6) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）	
4. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
5. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し	6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 対象契約上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類	7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 対象契約上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

	<p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>		<p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>	
7. 過去の取引状況を <u>確認できる書類</u>	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表		8. 過去の取引状況を <u>確認できる書類</u>	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表
			9. <u>保険契約台帳</u>	(1) <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険契約台帳の原本</u> (2) <u>上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更契約台帳が発行された場合は、当該契約台帳の原本</u>
8. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）		10. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）
9. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合		11. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合
10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合		12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
11. <u>質権又は譲渡担保の設定の内容を証する書類</u>	<u>質権又は譲渡担保が設定されており、日本貿易保険が求める場合</u>			
12. 代金回収不能貨物の処分に係る回	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫		13. 代金回収不能貨物の処分に係る回	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

収費用を確認できる書類	保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む）	収費用を確認できる書類	保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む）	
13. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なたん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なたん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	
注（略）		注（略）		